

静岡県教職員懲戒処分の基準

平成 19 年 1 月 19 日

静岡県教育委員会

第 1 基本事項

- (1) 本基準は、本県の懲戒処分の標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を示したものである。
- (2) この基準は、静岡県教育委員会が任命権を有する教職員（以下「教職員」という。）を対象とする。ただし、非常勤教職員は除く。
- (3) 具体的な量定の決定に当たっては、
 - ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
 - イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
 - ウ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
 - エ 児童生徒、教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
 - オ 過去に非違行為を行っているか。等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等を含め総合的に考慮の上、判断するものとする。
- (4) 個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に示す量定以外とすることもあり得る。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとする考えられる場合として、
 - ア 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
 - イ 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
 - ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
 - エ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
 - オ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとする
ことが考えられる場合として、

ア 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

イ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきもの
があると認められるとき

がある。

(5) 標準例に示されていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に示す取扱いを参考としつつ判断する。

(6) 標準例については、必要に応じて見直しを行っていく。

第2 処分の標準例

I 一般服務関係

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
1	欠勤	正当な理由なく勤務を欠いた場合					
		6日以内			○	○	
		7日以上	○	○	○		
2	遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに勤務を繰り返して欠いた場合				○	
3	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○	
4	職場内秩序びん乱	(1) 教職員に対する暴行により秩序を乱した場合		○	○		
		(2) 教職員に対する暴言により秩序を乱した場合			○	○	
5	虚偽の申請・報告	事実をねつ造して虚偽の申請・報告を行った場合			○	○	
6	争議行為等	地方公務員法第37条第1項前段に違反し、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県若しくは市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			○	○	
		地方公務員法第37条第1項後段に違反し、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	○	○			
7	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○	○		
8	個人の秘密情報の目的外収集	職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			○	○	
9	個人情報の流出	重要な個人情報を許可なく持ち出し、注意義務を怠って紛失し又は盗難に遭った場合				○	
10	政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合				○	
11	収賄	職務に関し賄賂を收受し又はその要求若しくは約束をした場合	○				
12	その他職務義務違反	著しい職務専念義務違反、職務命令違反等により公務に支障を生じさせた場合			○	○	

II 児童生徒関係

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
1	児童生徒等へのわいせつ行為等	(1) 児童生徒等にわいせつ行為を行った場合	○				
		(2) 児童生徒等にセクシュアル・ハラスメントを行った場合	○	○	○	○	具体的な行為の態様、悪質性、社会的影響等も情状して考慮の上判断する。
2	体罰	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合	○	○			負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する。
		上記以外の体罰		○	○	○	
3	児童生徒への不適切な言動等	児童生徒に対し、不適切な言動等を行った場合、又はそれによって相手に精神的苦痛を与えた場合	○	○	○	○	

※ 「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為」及び「セクシュアル・ハラスメント」をいう。

※ 「わいせつ行為」とは、強姦、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強制わいせつ、のぞき、痴漢、陰部等の露出、淫行、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等も含む。)、わいせつ目的を持って体に触ること等をいう。

※ セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動等をいう。

※ いじめの助長や放置などの問題は、上記「児童生徒への不適切な言動等」の項目において処分の対象とする。

III 公金等取扱い関係

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
1	横領、窃取、詐取	公金、学校徴収金等又は県若しくは市町の財産(以下「公金等」という。)を横領、窃取、詐取した場合	○	○			
2	紛失	公金等を紛失した場合			○	○	
3	盗難	重大な過失により公金等の盗難に遭った場合			○	○	
4	損壊	故意に県又は市町の財産を損壊した場合		○	○	○	
5	諸給与の違法支払・不正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合、及び故意に届出を怠り又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合		○	○	○	
6	公金等の不適正な処理	自己保管中の公金等の流用等、公金等の不適正な処理をした場合		○	○	○	
7	コンピュータの不適正な使用	業務に関連のないインターネット情報の閲覧等、職場のコンピュータを不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○	

IV 公務外非行関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1	傷害	○	○	○	○	傷害の程度、行為の態様等を考慮して判断する。
2	暴行・けんか			○	○	
3	器物損壊		○	○	○	
4	横領	○	○			
5	窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取(万引きを含む。)した場合	○	○		
		(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	○			
6	詐欺・恐喝	○	○	○		
7	賭博	(1) 賭博をした場合			○	○
		(2) 常習として賭博をした場合		○		
8	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	○				
9	酩酊による粗野な言動等			○	○	
10	誹謗・中傷			○	○	

V わいせつ行為等関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1	児童生徒等へのわいせつ行為等 〈再掲〉	(1) 児童生徒等にわいせつ行為を行った場合	○			
		(2) 児童生徒等にセクシュアル・ハラスメントを行った場合	○	○	○	○
2	職場におけるわいせつ行為等	(1) 教職員にわいせつ行為を行った場合	○	○		
		(2) 教職員にセクシュアル・ハラスメントを行った場合	○	○	○	○
3	一般の人へのわいせつ行為等	○	○	○	○	具体的な行為の態様、悪質性、社会的影響等も情状して考慮の上判断する。

VI 交通事犯関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考	
1	酒酔い運転	(1) 人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	○				
		(2) 物損事故又は違反行為のみの場合	○	○			
2	酒気帯び運転	(1) 人を死亡させた場合	○				
		(2) 人に傷害を負わせた場合	○	○			
		(3) 物損事故又は違反行為のみの場合	○	○	○		
3	無免許運転	(1) 人を死亡させた場合	○				
		(2) 人に重傷を負わせた場合	○	○			
		(3) 人に軽傷を負わせた場合	○	○	○		
		(4) 物損事故又は違反行為のみの場合		○	○	○	
4	著しい速度超過	(1) 人を死亡させ、又は重傷を負わせた場合	○	○			
		(2) 人に軽傷を負わせた場合	○	○	○		
		(3) 物損事故の場合		○	○	○	
		(4) 違反行為のみの場合			○	○	
5	措置義務違反（ひき逃げ、当て逃げ）	(1) 人を死亡させた場合	○				
		(2) 人に傷害を負わせた場合	○	○			
		(3) 物損事故の場合		○	○	○	
6	その他の違反行為	(1) 死亡させた場合	○	○	○		
		(2) 重傷を負わせた場合		○	○		
		(3) 軽傷を負わせた場合			○	○	
		(4) 物損事故の場合				○	

- ※ 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- ※ 「酒気帯び運転」とは、身体に道路交通法施行令で定める値以上のアルコールを保有した状態で運転する行為をいう。
- ※ 「著しい速度超過」とは、法定最高速度を30km/h以上（高速自動車国道等では40km/h以上）超過して運転する行為をいう。
- ※ 「重傷」とは、傷害事故のうち、負傷の治療に要する期間が3月以上であるものをいい、「軽傷」とは、重傷以外のものをいう。
- ※ 事犯内容に係る行為の教唆又はほう助の罪に問われた場合は、事犯を引き起こした者に準ずる処分とする。

VII 監督責任関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	備 考
1	指導監督不適正			○	○	
2	非 違 行 為 の 隠 ぺ い・黙認		○	○	○	

第3 施行期日

平成19年4月1日
 平成30年4月1日
 平成31年4月1日